# 会員規定

２０２４年1月４日施行

（目 的）

第１条 この規定は、この法人の会員がこの法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

（性 格）

第２条 この法人の会員は、この法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、新しい市民社会の実現に寄与するものである。

（会員の範囲と義務）

第３条 この法人の会員は、定款第６条に定める種別の通りとし、定款第８条の規定により、本規定第４条の会費を納入しなければならない。

（会 費）

第４条 定款第８条による会費は、次の通りとする。

会費は、定められた額を毎月支払うものとする。

（１）正会員　個人会員

　　月額２,０００円

（２）準会員　個人会員

　　月額１,５００円を１口以上

（３）法人会員

　　月額５,０００円を１口以上

２　会費は、申込日を入会日として、入会日の翌月（入会月）から支払うものとする。ただし、初回のみ２ヶ月分をまとめて支払うものとする。準会員と法人会員の口数の変更は、変更の申請連絡をいただいた翌月から適用するものとします。

（会費の納入）

第５条　　会費は、預金口座から自動引き落としにて毎月支払うものとする。引き落とし手続等の関係で、初回の引き落としが出来ない場合、翌月の引き落とし額に加算して引き落とすものとする。退会する場合は、退会希望日の属する月の翌月分から自動引き落としを停止するものとする。

（役 割）

第６条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

（１）正会員は総会への出席

（２）事業活動への参加

（特 典）

第７条 会員は、この法人が発行する資料等の優先的配付を受けることができる。

２ 会員は、この法人が開催する集会等に優先的に参加することができる。

（休会）

第８条　会員は、病気・海外赴任・災害・団体運営上の理由等により、会員としての活動が著しく困難な場合、代表理事に休会の申し出を行うことができる。この申し出が適当と判断される場合、１年以上２年以内の期間に限り休会扱いとすることができる。

２　休会中の会員に対しては、会費納入を免除する。

３　休会中の正会員は、本規定第６条（１）に基づく権利を有しない。

４　休会中の会員に対しては、本規定第７条に基づく特典を有しない。

５　休会中の会員は、申出によりいつでも会員に復帰することができる。

６　休会期間が ２年を超えた場合は理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（３）継続して合計３ヶ月分の会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

（退会）

第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届（別紙 1）を退会希望日の３ヶ月前までに理事長に提出して、任意に退会することができる。

（入会申込書）

第 11 条 定款第７条２項に定める入会申込書は別紙２の通りとする。

（規定の変更）

第 12 条 この規定は、総会の議決によって変更することができる。

2026 年６月 27 日改定

別紙2

# NPO 法人 児童福祉の架け橋　会員入会申込書

申込日　　年　　月　　日

私は、NPO 法人児童福祉の架け橋の活動趣旨に賛同し、会員への入会申込みをいたします。

☆下記項目の該当部分に☑、またはご記入頂き、口座振替依頼書と一緒に提出ください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| **申込内容** | □入会　□登録内容の変更 | **入会月** | **申込日の翌月となります** |
| **会員種類** | □正会員(個人)　□準会員(個人) | □法人会員 | |
| **フリガナ** | 個人名 | 法人名 | |
| **個人又は法人名** | | 代表者名： | |
| **住　所** | 〒 | 〒 | |
| **電話番号**<br>**FAX 番号** | TEL（　　）　—<br>FAX（　　）　— | TEL（　　）　—<br>FAX（　　）　— | |
| **E-mail** | | | |
| **HP アドレス** | HP の登録を希望される場合はご記入ください。 | | |
| **当法人を知った理由** | □紹介（　　様より　）　□HP<br>□その他（　　） | | |
| **会費** | □正会員　2,000 円/月 | | |
| | □準会員　一口 1,500 円/月　×（　　）口　計＿＿＿＿＿＿円<br>□法人会員　一口 5,000 円/月　×（　　）口　計＿＿＿＿＿＿円 | | |

□　口座振替依頼書を一緒に準備できていますか？　☑を入れてください。

※ この申込における個人情報は、会員申込および必要な情報の提供などに使用いたします。
※ 会費は、当月払いとなり入会月から回収させて頂きます。入会初年度の初回のみ複数月分を口座引き落としさせていただきます。
※ 納入された会費は、途中解約されても返金はできませんのでご了承ください。
※ 正会員は総会において一議決権を行使できます。なお準会員、法人会員には議決権はございません。
※ 個人事業主の方は準会員・法人会員どちらでもお申し込みができます。個人と法人をお申込の場合別々に入会申込書等をご準備ください。
※ 退会を希望される場合は、３ヶ月前までにご連絡いただき、すみやかに退会届を提出してください。
※ 定款はホームページ（https://jidoufukushi.jp）でご覧ください。ご不明な点は児童福祉の架け橋事務局までご連絡ください。

【NPO 法人児童福祉の架け橋　事務局】
〒486-0926　春日井市小野町 1-61-1
TEL 0568-27-7327　FAX 0568-27-7328
e-mail: info@jidoufukushi.jp

別紙 1

NPO 法人 児童福祉の架け橋 殿

年　　月　　日

# 退会届

会社名

会員名

※法人会員の場合は会社名もご記入ください。

この度貴会を退会したく下記の通りお届け致します。
つきましては、会員名簿からの除名および今後の会費等の引落とし停止等の手続きをお願いします。

記

退会年月日　　年　　月　　日

退会理由及びご意見などがございましたら、ご記入ください